

国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則 及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を 改正する省令案について

1. 背景

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号。以下「改正法」という。）により、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）に物流効率化のための規制的措置を新設するほか、題名改正等の所要の改正を行うこととしている。

規制的措置の新設に伴い、改正法による改正後の法第30条第4号及び第5号において「荷待ち時間」及び「荷役等時間」の算定方法を国土交通省令で定めることとされていることから、国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第100号。以下「規則」という。）において規定するとともに、規則を含む国土交通省所管の省令中、法の題名の改正等所要の改正を行う必要がある。

なお、「荷待ち時間」及び「荷役等時間」の算定方法等については、令和6年6月から開催された「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」（以下「三省合同会議」という。）において、有識者委員による議論が行われてきたところであり、三省合同会議の取りまとめの内容に即して定めるものである。

2. 概要

(1) 題名改正等

改正法により、法の題名が「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」に改正されることに伴い、規則の題名についても「国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」から「国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則」に改正することとするほか、改正法による法の条項ずれに伴う所要の改正を行う。

(2) 「荷待ち時間」の算定方法等（規則第5条（新設）関係）

改正法による改正後の法第30条第4号に規定する「荷待ち時間」については、「…荷主、当該場所の管理者その他国土交通省令で定める者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間…」と規定されているが、当該国土交通省令で定める者は、「連鎖化事業者」とする。

また、「荷待ち時間」は、以下のとおり算定される時間とする。

- ① 運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下「集貨場所等」という。）に到着した時刻（到着後速やかに受付その他これに類する行為を行った場合にあつては、その時刻）から荷役等を開始した時刻までの時間（荷主、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者の都合以外の事情により待機した時間を除く。）とする。
- ② ただし、決定された貨物の受渡しを行う時刻若しくは時間帯又は運転者が指示若しくは伝達された貨物の受渡しを行う時刻若しくは時間帯の開始時刻よりも前に集貨場所等に到着した場合にあつては、これらの時刻又は時間帯の開始時刻から荷役等を開始した時刻までの時間（荷主、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者の都合以外の事情により待機した時間を除く。）とする。

(3) 「荷役等時間」の算定方法等（規則第6条（新設）関係）

改正法による改正後の法第30条第5号に規定する「荷役等」に含まれる荷役以外の業務については、「貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、入庫、出庫、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、立会いその他の通常貨物自動車の運転の業務に附帯する業務」とし、同号の「荷役等時間」の算定方法については、「運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に従事していない時間を除く。）」とする。

(4) その他

規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成15年国土交通省令第102号）において引用されている法の題名の改正、改正法による法の条項ずれに伴う所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年2月

施 行：改正法の施行の日（令和7年4月予定）